

京都市告示第285号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 6年 7月17日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
宝が池通	左京区松ヶ崎林山27番地の3地先から 同区下鴨南茶ノ木町21番地の6地先まで	旧	メートル 741.60	メートル 7.18 ~ 23.05
		新	614.00	17.00 ~ 97.00
加茂之荘経 3号線	左京区下鴨北茶ノ木町14番地地先から 同区下鴨南茶ノ木町21番地の6地先まで	旧	154.00	11.88 ~ 23.05
		新	154.00	17.00 ~ 28.00
松ヶ崎9号 線	左京区松ヶ崎東池ノ内町4番地地先から 同町13番地地先まで	旧	275.50	5.63 ~ 7.00
		新	330.00	5.00 ~ 9.00

(建設局土木管理部道路明示課)